

河川法の適用対象とした

(114100v)

2008年10月11日 周二

上関原発巡り祝島島民を 訴えた中電の主張は違法

(1面から続く)

要するに、河川における埋立に関しては、埋立免許に加え、ダム等の工物を設置する場合と同じ手続きを必要としているのである。

公共水面において許可使用や特別使用をするには公物管理権に基づく「使用許可」や「占用許可」が必要であるが、公有水面埋立法は「埋立工事の承認あるいは施行法」であって公物管理法ではないから、同法に基づく公物管理権に基づく許可を必要とするのではない。河川に関する公物管理は河川法もあるが、河川における埋立に際しては、河川法に基づく「使用許可」や「占用許可」(土地の占用許可)が必要である。

埋立免許は、成功認可を条件として事業者に埋立地の所有権を付する効力を持つ(公有水面埋立法第三四条)が、それは成功認可後のことであり、埋立地が河川区域内の一定の区域を占用し続けられるのは、成功認可または埋立免許ではなく、河川法上の「土地の占用許可」によるのである。

事業工事に即して述べれば、埋立事業は、①護岸を建設して一定の水面を確保し、②護岸で

囲まれた水域内に土砂を投入して水域に人工島を造成する埋立地造成工事、という工程を踏んで実施されるが、法的には、①は「工物新築の許可」による許可使用、②は「土地の占用許可」による特別使用、③は成功認可による公用路止及び土地所有権の賦与、として実施されることになる。

以上のことから、埋立工事は「工物新築の許可」に基づく「許可使用」、護岸建設・埋立地造成に伴う「土地の占用許可」は「土地の占用許可」に基づく「特別使用」ということになる。ダム建設の場合と全く同じである。

ただし、成功認可によって土地所有権が生じるとともに占有が停止されれば埋立地は公物管理の対象から外れるが、ダムの場合には、当該公物管理の対象であり続けることになる。そのため、埋立地の場合は原則、埋立許可期間終了後に原状回復義務が生じることになる。

⑤湖の使用と占用

湖も河川法上は「河川」であるから、湖にお

ける埋立については、河川における埋立の手続きを同じっており、河川法第三三条「工物新築の許可」及び第二四条「土地の占用許可」を取得する必要がある。

また、湖における埋立においても、埋立工事は「許可使用、埋立地造成に伴う「土地の占用」は特別使用ということになる。

3-2 海の使用と占用

海の使用は海域法によって分かれており、それぞれの海域に関して公物管理あるいは公物管理条例が定められている。

海域の区域自体も、それぞれの公物管理条例もしくは公物管理条例によって定められている。すなわち、海域は、海域法に基づいて指定される「港湾区域」、漁港法に基づいて指定される「漁港区域」、海岸法に基づいて指定される「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」、並びに「一般公共海岸区域」に区分され、港湾区域に指定された海域の管理は海域法に基づき、漁港法に

よって、法に基づき水域指定のない一般海域(普通海域)の管理は各県の海田管理例によって、それぞれ規定されている。

海域は上記のように分かれるが、いずれの海域も公共用物であるから、その使用に占用許可・許可使用・特別使用の三種があることは向う変わらない。

海(港湾区域)

(1)港湾法の目的

港湾法は、港湾の整備、運営に関する根拠法として、昭和五年に制定された。

港湾法第二条は、同法の目的を次のように規定している。

第一条 この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と防衛ある発展に資するため、港湾の健全な整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

(2)港湾の使用と占用

港湾法は、港湾区域の使用と占用に関し、次のように規定している。

港湾法第三七条 港湾区域内においては、港湾区域に指定する地域であつて港湾管理官が指定する区域(以下「港湾隣接区域」といふ)内において、次の号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理官の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(平成十一年法律第五十七号)第三四条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域(政令で定めるところの上空及び水底の区域を含む。以下同じ)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」といふ)の占用

二 港湾区域内水域等

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良(第二号の占用を併うものを除く。)(以下、略)

前掲のように、港湾法では、港湾区域内での「水域の占用」には、三七条二項二号の「水域の許可」が、港湾区域内での「外郭施設等の建設」には、三七条一項

海(漁港区域)

(1)漁港漁場整備法の目的

漁港漁場整備法は、漁港の整備、運営に関する根拠法として、昭和五年に制定された。

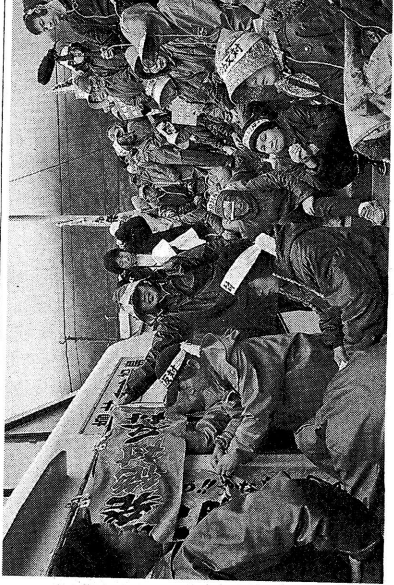
漁港漁場整備法第一条は、同法の公共目的を次のように規定している。

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで健全な漁村の振興に資することを目的とする。

(2)漁港区域の使用と占用

漁港漁場整備法は、海(漁港区域)の使用・占用に関し、次のように規定している。

第三五条 漁港区域内の水域又は公共空地において、工物の建設若しくは改良(水面



中電の祝島上陸阻止する島民たち(2010年)

又は土地の占用を併うものを除く)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、防木の放棄又は水重若しくは土の一面の占用(公有水面の埋立による場合を除く)をしようとする者は、漁港管理官の許可を受けなければならない。

漁港漁場整備法は、漁港区域内の「工物の建設」には許可が必要とされているが、「水面の占用」を併う場合は「特別使用」ということになる。

海(海岸保全区域・一般公共海岸区域)

海岸法第二条で公共目的を次のように掲げている。

第二条 この法律は、建設、防潮、救済その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを旨とする。

「工物建設の許可」を受けなくても、また、埋立免許に基づく事業の場合には、「水面占用の許可」と「工物建設の許可」のいずれも受なくてもよいとされている。港湾法よりも簡便であるが、規定している内容は同じである。

したがって、港湾区域における埋立の場合と同様、埋立工事は「許可使用、埋立地造成に伴う「水域の占用」は「特別使用」ということになる。

海岸保全区域及び「一般公共海岸区域」が指定されるか、いずれの区域においても、「占用の許可」の発給は強制は受られ、水面は含まれない。

したがって、海岸法は「水面の占用の許可」が認められておらず、海岸法に基づく埋立地造成は不可能である。

海(一般海域)

一般海域の使用・埋立については、各県の海面管理条例が規律している。

海面管理条例の根拠としては、「海面は国有」による建設(国交省)



胸を組んで警備員や作業員の進入を防ぐ祝島の婦人(2011年2月)

4